

令和6年度

## 進級及び卒業認定に関する内規

学校法人 中央工学校

中央工学校 O S A K A

## 目 次

第1章	総 則（第1条～第2条）	1
第2章	科目の履修・成績評価・合格（第3条～第7条）	1
第3章	進級・仮進級（第8条～第13条）	4
第4章	卒業・卒業延期（第14条～第18条）	5
第5章	原級留置等（第19条～第20条）	6
第6章	表 彰（第21条～第27条）	7
第7章	そ の 他（第28条～第29条）	8
第8章	付 則	9
別表1	進級科目認定試験受験基準	10
別表2	進級総合認定試験受験基準	10
別表3	認定試験受験料	10
別表4	認定試験受験料（追試不受験の場合）	10
別表5	卒業科目認定試験受験基準	11
別表6	卒業延期授業料	11
別表7	卒業者表彰基準	12
別表8	外部団体賞表彰基準	13
別表9	進級者表彰基準	13
参考1	進級認定までの流れ	14
参考2	卒業認定までの流れ	15
参考3	公欠について	16

# 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本内規は、学校法人中央工学校 中央工学校OSAKAの進級及び卒業認定に関する事項を定めることを目的とする。

(審議会の設置)

第2条 進級及び卒業に関する事項について審議するため、次の審議会を設置する。

- 一 進級審議会
  - 二 卒業審議会
- 2 校長は必要に応じて、前項の審議会を招集する。
  - 3 第1項の審議会は、校長、教務部長、教務室長、学科長のほか、教員系の職員をもって構成する。
  - 4 第1項の審議会は、原則として前項の全構成員の出席のもとに開催する。
  - 5 校長は、第1項の審議会に必要と認めた場合には、非常勤講師等関係者の出席を求めることがある。

## 第2章 科目の履修・成績評価・合格

(科目の履修及び未履修)

第3条 科目の履修とは、各科目の履修期間の出席率が80%以上の場合のことをいう。

2 科目の未履修とは、各科目の履修期間の出席率が80%未満の場合のことをいう。

(科目の成績評価)

第4条 科目の成績評価は、定期試験、課題提出状況、出席率、学習態度等に基づいて、総合的に行う。

- 2 学期末及び学年末において休学中の者については、成績評価は行わない。
- 3 年度途中から転編入学、復学した者については、転編入学、転学した後の成績評価を行う。

(科目の成績評価の表記方法)

第5条 定期試験を行う科目の成績は100点法、評価は4段階法で表記する。

2 前項の関係は、次のとおりとする。

100点法		4段階法
履修科目	100 ~ 80	A
	79 ~ 60	B
	59 ~ 50	C
	49以下	不合格
未履修科目		—

3 課題提出を課す実習・演習科目の課題の成績は100点法、評価は11段階法で表記し、科目の評価は4段階法で表記する。

課題評価		科目評価		
100点法	11段階法	4段階法		
履修科目	100	A <sup>o</sup>	A	
	99 ~ 95	A		
	94 ~ 90	A <sup>x</sup>		
	89 ~ 85	B <sup>o</sup>		
	84 ~ 80	B		
	履修科目	79 ~ 75	B <sup>x</sup>	B
		74 ~ 70	C <sup>o</sup>	
		69 ~ 65	C	
		64 ~ 60	C <sup>x</sup>	
	履修科目	59 ~ 50	D	C
履修科目	49以下	不合格	不合格	
未履修科目		—	—	

4 定期試験を行わない科目、および課題提出を課さない実習・演習課題、特別活動の成績評価は「合格」、「不合格」で表記する。

(定期試験及び追試験)

第6条 定期試験は、原則として前期と後期の期末に行う。

2 追試験は、前期と後期の定期試験終了後に行う。

3 定期試験で不合格の科目は、原則として1回限り追試験を行う。

4 公欠の場合を除き、原則として定期試験を受験しなかった者は、追試験を受験することができない。

ただし、提出された医師の診断書等により定期試験を受験することができないと校長が認めた場合には、追試験を受験することができる。

- 5 第1項及び第2項において、不正行為をした場合は、当該の科目の成績は0点とする。

なお、当該科目以降の当該期の試験はすべて受験することができない。

- 6 追試験を受験する者は、受験料(1,000円/1科目)を納めなければならない。  
ただし、公欠及び医師の診断書等により校長が認めた場合はこの限りでない。

(科目の合格及び不合格)

第7条 一般・専門科目において、定期試験の成績が50点以上の場合合格とする。

- 2 実習・演習科目において、すべての課題を提出し、各課題の成績が50点以上の場合合格とする。

- 3 一般・専門科目において、出席率が50～79%で、定期試験の成績が80点以上の場合履修・合格とする。

- 4 一般・専門科目において、出席率が50～79%で、追試験の成績が50点以上の場合履修・合格とし、成績は50点とする。

ただし、必修の一般・専門科目において、出席率が50%未満の場合は不合格、  
選択の一般・専門科目において、出席率が50%未満の場合は未履修とする。

- 5 実習・演習科目において、出席率が50～79%で、補習等の成績が50点以上の場合履修合格とする。なお、補習課題を提出し合否判定を受ける者は、補習料(1,000円/1科目)を納めなければならない。

ただし、必修の実習・演習科目において、出席率が50%未満の場合は不合格、  
選択の実習・演習科目において、出席率が50%未満の場合は未履修とする。

- 6 一般・専門科目及び実習・演習科目において、出席率が50%未満で、提出された医師の診断書等により、校長がやむを得ないと認めた者が、補習等により成績が50点以上の場合には第3項並びに第4項、及び第5項に準じ履修・合格とする。

- 7 特別活動の履修・合格の判定は、学級担任が行う。

ただし、特別活動に参加しなかった者のうち、不参加を校長がやむを得ないと認め、当該学科長が作成し、校長が認めた相当の課題を行い、学級担任、学科長、教務室長、教務部長を経て、校長が合格を認定した場合には、履修・合格とする。

- 8 入学する前の大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校において、履修・合格した科目や修得した単位のほか、教育上有益と認められる資格等を取得している場合、一部の科目について履修・合格とすることがある。

### 第3章 進級・仮進級

(進級の要件)

第8条 進級にあたっての要件は、次のとおりとする。

- 一 当該学科の履修すべきすべての科目を履修・合格していること。
- 二 進級年度における必修科目の出席率が、80%以上であること。
- 三 所定の費用を進級審議会の前日までに全納していること。

(進級の認定)

第9条 進級の認定は、前条の進級の要件に基づいた進級審議会の議を経て、校長が行う。

(進級保留)

第10条 第8条の要件を満たさない者は、進級保留とすることができる。

- 2 進級保留の者のうち、実習・演習科目が不合格の者の課題の提出期限は、進級審議会前日までとする。

(進級科目認定試験及び進級総合認定試験)

第11条 第8条の要件を満たさない進級保留の者のうち、不合格科目数が別表1の範囲内にある者は進級科目認定試験、別表2の範囲内にある者は進級総合認定試験を受験することができる。

- 2 進級科目認定試験は不合格科目、進級総合認定試験はすべての科目の履修期間中の学習内容に基づいて実施するものとし、問題作成・採点・合格判定は学級担任が行う。
- 3 進級科目認定試験及び進級総合認定試験において、当該科目等の試験の成績が50点以上の場合には合格とし、成績は50点とする。
- 4 第1項の認定試験を受験する者は、別表3の受験料を納めなければならない。
- 5 公欠の場合を除き、原則として追試験を受験しなかった者が、第1項の認定試験を受験する場合は、別表4の受験料を納めなければならない。
- 6 第3項に該当する者の進級の認定は、進級審議会の議を経て、校長が行う。

(仮進級の要件)

第12条 下記の各号の要件に該当する者は、仮進級とすることができる。

- 一 進級科目認定試験が不合格の者。

- 二 年間の出席日数の要件を満たさない者。
  - 三 特別活動に参加しなかった者のうち、相当の課題に履修・合格しなかった者。
  - 四 所定の費用を進級審議会の前日までに全納していない者のうち、所定の手続きを済ませた者。
- 2 前項の第二号の年間の出席日数の要件を満たさない者とは、出席率が、75～79%の者をいう。
  - 3 第1項の各号に該当する者の仮進級の認定は、進級審議会の議を経て、校長が行う。

(仮進級者の進級認定)

- 第13条 仮進級者の進級認定試験は、第11条第2項及び3項の進級科目認定試験に準じて実施する。
- 2 前項の進級認定試験を受験する者は、別表3の受験料を納めなければならない。
  - 3 第1項のうち、仮進級者の進級認定試験に合格した者、及び仮進級を認めるにあたって課した条件を満たし、学習態度の改善が顕著な者は、進級認定することができる。
  - 4 前項の仮進級を認めるにあたって課した条件とは、次のことをいう。
    - 一 仮進級した学年の前期の出席率が、90%以上を満たしている。
    - 二 当該の特別活動に参加したもの、及び特別活動に参加しなかった者のうち、不参加を校長がやむを得ないと認め、当該学科長が作成し、校長が認めた相当の課題を行い、学級担任、学科長、教務室長、教務部長を経て、校長が合格を認定していること。
    - 三 所定の手続きに従って、所定の費用を全納していること。
  - 5 第3項に該当する者の進級認定は、進級審議会の議を経て、校長が行う。

## 第4章 卒業・卒業延期

(卒業の要件)

- 第14条 卒業にあたっての要件は、次のとおりとする。
- 一 当該学科の履修すべきすべての科目を履修・合格していること。
  - 二 卒業年度における必修科目の出席率が、80%以上であること。
  - 三 所定の費用を卒業審議会の前日までに全納していること。

四 特別活動に参加しなかった者のうち、不参加を校長がやむを得ないと認め、当該学科長が作成し、校長が認めた相当の課題を行い、学級担任、学科長、教務室長、教務部長を経て、校長が合格を認定していること。

(卒業の認定)

第 15 条 卒業の認定は、前条の卒業の要件に基づいた卒業審議会の議を経て、校長が行う。

(卒業保留)

第 16 条 第 14 条の要件を満たさない者は、卒業保留とすることができる。

2 卒業保留の者のうち、実習・演習科目が不合格の者の課題の提出期限は卒業審議会前日までとする。

(卒業科目認定試験)

第 17 条 第 14 条の一の要件を満たさない卒業保留の者のうち、不合格科目数が別表 5 の範囲内にある者は、卒業科目認定試験を受験することができる。

2 卒業科目認定試験は不合格科目の履修期間中の学習内容に基づいて実施するものとし、問題作成・採点・合格判定は学級担任が行う。

3 卒業科目認定試験において、当該科目等の試験の成績が 50 点以上の場合合格とし、成績は 50 点とする。

4 第 1 項の認定試験を受験する者は、別表 3 の受験料を納めなければならない。

5 公欠の場合を除き、原則として追試験を受験しなかった者が、第 1 項の認定試験を受験する場合は、別表 4 の受験料を納めなければならない。

6 第 1 項の認定試験を合格した者の卒業の認定は、卒業審議会の議を経て、校長が行う。

(卒業延期)

第 18 条第 14 条の要件を満たさない者は、卒業延期とすることができる。

2 卒業延期は、新年度開始後 6 か月以内とする。

3 第 1 項に該当する者のうち、授業を必要とする者は、別表 6 の授業料を納めなければならない。

4 第 1 項に該当する者が合格した場合の卒業の認定は、卒業審議会の議を経て、校長が行う。



## 第5章 原級留置等

(原級留置)

第19条第 次の要件を満たす者は、原級に留め置く。

- 一 第8条～第11条並びに第12条～第13条、及び第14条～第17条に該当しない者
  - 二 学年末において未履修科目を有している者
  - 三 進級科目認定試験、進級総合認定試験及び卒業科目認定試験を受験しなかった者
- 2 原級留置の場合は、原則として当該学年の不合格科目を再履修しなければならない。
- ただし、履修・合格科目の再履修は、それを妨げない。
- 3 原級留置の場合、原則として当該学年のすべての科目を再履修しない場合は、当該学年以降の表彰対象とはならない。

(特別審議)

第20条第 編転入、転籍、休学、入院等の事情がある者については、特別に審議する。

## 第6章 表 彰

(表彰の要件)

第21条第 表彰にあたっての要件は、次のとおりとする。

- 一 卒業認定者・進級認定者
- 二 学業成績、人物共に優秀な者
- 三 特に技術・技能の学習成果が顕著で、人物共に優秀な者
- 四 その他表彰に値すると認められた者

(表彰の種類)

第22条 卒業者に対する表彰の種類は、次のとおりとする。

- 一 理事長賞
- 二 校長賞
- 三 最優秀技術賞

- 四 優秀賞
- 五 皆勤賞
- 六 外部団体賞

2 進級者に対する表彰の種類は、次のとおりとする。

- 一 優秀賞
- 二 皆勤賞

3 前項以外の表彰の種類は、その都度校長が定める。

(表彰の基準)

第 23 条 前条第 1 項の一から四の表彰の基準は、別表 7 のとおりとする。

2 前条第 1 項の六の外部団体賞の基準は、別表 8 のとおりとする。

3 前条第 2 項の表彰の基準は、別表 9 のとおりとする。

(表彰の認定)

第 24 条 理事長賞は、常務理事会の議を経て、理事長の承認を得るものとする。

2 理事長賞以外の表彰の認定は、表彰の要件・種類及び基準に基づいた卒業審議会・進級審議会の議を経て、校長が行うものとする。

(表彰の除外)

第 25 条 年度途中から転編入学、復学した者で、第 7 条 8 項の規定により一部の科目について履修・合格した者については、表彰対象者から除外する。

(卒業証書授与式及び入学式における代表者の基準)

第 26 条 卒業証書授与式における答辞は、第 22 条の 2 項に規定する校長賞の受賞者とする。

2 卒業証書授与式における送辞は、第 22 条の 2 項に規定する優秀賞の受賞者とする。

3 入学式における在校生の代表挨拶は、前項に準ずる。ただし、前項の受賞者は除外する。

(代表者の認定)

第 27 条 代表者の認定は、認定の要件・種類及び基準に基づいた卒業審議会・進級審議会の議を経て、校長が行うものとする。

## 第 7 章 そ の 他

(事 務)

第 28 条 第 2 条の審議会の事務は、教務室が担当する。

(その他)

第 29 条 本内規の定めない事項は、その都度校長が定める。

## 第 8 章 付 則

この内規は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 62 年 4 月 1 日 改正  
昭和 63 年 4 月 1 日 改正  
平成元年 4 月 1 日 改正  
平成 2 年 4 月 1 日 改正  
平成 3 年 4 月 1 日 改正  
平成 4 年 4 月 1 日 改正  
平成 5 年 4 月 1 日 改正  
平成 7 年 2 月 1 日 改正  
平成 8 年 2 月 1 日 改正  
平成 9 年 2 月 1 日 改正  
平成 10 年 2 月 1 日 改正  
平成 11 年 2 月 15 日 改正  
平成 13 年 2 月 20 日 改正  
平成 13 年 4 月 1 日 改正  
平成 14 年 2 月 27 日 改正  
平成 14 年 11 月 7 日 改正  
平成 15 年 5 月 29 日 改正  
平成 16 年 4 月 1 日 改正  
平成 17 年 4 月 1 日 改正  
平成 18 年 2 月 4 日 改正  
平成 18 年 4 月 1 日 改正  
平成 19 年 4 月 1 日 改正  
平成 20 年 4 月 1 日 改正  
平成 21 年 4 月 1 日 改正  
平成 22 年 4 月 1 日 改正  
平成 23 年 2 月 25 日 改正  
平成 23 年 4 月 1 日 改正  
平成 24 年 2 月 21 日 改正  
平成 24 年 4 月 1 日 改正  
平成 25 年 4 月 1 日 改正  
平成 26 年 2 月 25 日 改正  
平成 26 年 4 月 1 日 改正  
平成 27 年 1 月 31 日 改正  
平成 27 年 4 月 1 日 改正  
平成 28 年 5 月 1 日 改正  
平成 29 年 4 月 1 日 改正  
平成 30 年 4 月 1 日 改正  
平成 31 年 4 月 1 日 改正  
令和 2 年 4 月 1 日 改正  
令和 3 年 4 月 1 日 改正  
令和 4 年 4 月 1 日 改正  
令和 5 年 4 月 1 日 改正  
令和 6 年 4 月 1 日 改正

(別表1)

### 進級科目認定試験受験基準

区分	学 科 名	学年	必修(試験)科目数	試験不合格科目数
建築系	建 築 学 科	1年	20 (11)	1 ~ 3
	住 宅 デ ザ イ ン 科	1年	20 (11)	1 ~ 3
	イ ン テ リ ア デ ザ イ ン 科	1年	21 (10)	1 ~ 2
国際系	ブ リ ッ ジ エ ン ジ ニ ア 科	1年	24 (12)	1 ~ 3

(注) 不合格科目数は、当該学科の試験科目数の20%以内とする。

(別表2)

### 進級総合認定試験受験基準

区分	学 科 名	学年	必修(試験)科目数	試験不合格科目数
建築系	建 築 学 科	1年	20 (11)	4 ~ 5
	住 宅 デ ザ イ ン 科	1年	20 (11)	4 ~ 5
	イ ン テ リ ア デ ザ イ ン 科	1年	21 (10)	3 ~ 4
国際系	ブ リ ッ ジ エ ン ジ ニ ア 科	1年	24 (12)	4 ~ 5

(注) 不合格科目数は、当該学科の試験科目数の40%以内とする。

(別表3)

### 認定試験受験料

認 定 試 験	受 験 料
進 級 科 目 認 定 試 験	2,000 円 / 1 科目
進 級 総 合 認 定 試 験	10,000 円
仮 進 級 認 定 試 験	2,000 円 / 1 科目
卒 業 科 目 認 定 試 験	2,000 円 / 1 科目

(別表4)

### 認定試験受験料 (追試不受験の場合)

認 定 試 験	受 験 料
進 級 科 目 認 定 試 験	4,000 円 / 1 科目
進 級 総 合 認 定 試 験	20,000 円
卒 業 科 目 認 定 試 験	4,000 円 / 1 科目

(別表5)

## 卒業科目認定試験受験基準

区 分	学 科 名	学年	必修(試験)科目数	試験不合格科目数
建築系	研 究 科	1年	7(0)	—
	建 築 学 科	2年	17(12)	5
	住 宅 デ ザ イ ン 科	2年	17(9)	4
	イ ン テ リ ア デ ザ イ ン 科	2年	15(5)	2
国際系	国際コミュニケーション科	1年	18(11)	5
	日越通訳・翻訳科	2年	21(12)	5
	フリップシステムエンジニア科	2年	16(4)	2

(注) 不合格科目数は、試験科目数の40%以内とする。

(別表6)

## 卒業延期授業料

区 分	学 科 名	学年	納入金	授業時数	金額/時間
建築系	建 築 学 科	2年	1,095,000	1,260	1,150
	住 宅 デ ザ イ ン 科	2年	1,095,000	1,260	1,150
	イ ン テ リ ア デ ザ イ ン 科	2年	1,095,000	1,260	1,150
国際系	国際コミュニケーション科	1年	740,000	980	1,000
	日越通訳・翻訳科	2年	750,000	980	1,020
	フリップシステムエンジニア科	2年	750,000	980	1,020

(注) 金額における時間は、実時間を示す。

(別表7)

### 卒業生表彰基準

種 類	表 彰 基 準	対 象 者 数	
理 事 長 賞	顕著な功績等があり、顕彰に値する者	該 当 者 数	
校 長 賞	各学科にあつて、総合成績が1位で、表彰を受けるに相応しい者	各学科1名	原則として 校長賞・最 優秀技術 賞・優秀賞 を含め各学 科の卒業予 定者数の 7%以内
最 優 秀 技 術 賞	卒業作品が学科内の上位にあり、総合成績が優れ表彰を受けるに相応しい者	各学科1名	
優 秀 賞	総合成績・卒業作品が上位、または、学習活動・課外活動で功績が顕著な者	該当者数	

(注) 1 受賞者数が1名未満の場合は、1名とする。

2 各賞の重複受賞は不可とする。ただし、理事長賞は除く。

(別表8)

### 外部団体賞表彰基準

種 類	表彰基準	対 象 学 科	対象者数	備 考
大阪府知事賞	校長賞受賞者のうち、学科、成績、出席、態度等を勘案し、決定する。	研究科を除く全学科	各課程 1名	
(一社)大阪府専修学校各種学校連合会大専各賞	対象学科の校内賞受賞者の次点の者より決定する。	全学科	各学科 1名	
全国工業専門学校協会会長賞	対象学科の校内賞受賞者の次点の者より決定する。	研究科を除く建築系全学科、ブリッジシステムエンジニア科	2名	
(公社)大阪府建築士会優秀卒業生表彰	対象学科の校内賞受賞者の次点の者より決定する。	研究科、インテリアデザイン科を除く建築系学科	1名	
(一社)日本建築協会建築科優秀卒業学生・生徒表彰	対象学科の校内賞受賞者の次点の者より決定する。	研究科を除く建築系全学科	2名	
(公社)商業施設技術団体連合会会長賞	学業成績・就学態度が優秀な者の中より決定する。 対象学科の校内賞受賞者の次点の者の中より決定する。	研究科を除く建築系全学科	各学科 1名	商業施設士補認定者に限る。
(一社)日本インテリア設計士協会 INTERIOR 優秀学生賞	対象学科を優秀な成績で卒業する者の中より決定する。 対象学科の校内賞受賞者の次点の者の中より決定する。	研究科を除く建築系全学科	1名	インテリア設計士受験者(合格者)を推奨する。

(注) 各賞の重複受賞は不可とする。ただし、大阪府知事賞は除く。

(別表9)

### 進級者表彰基準

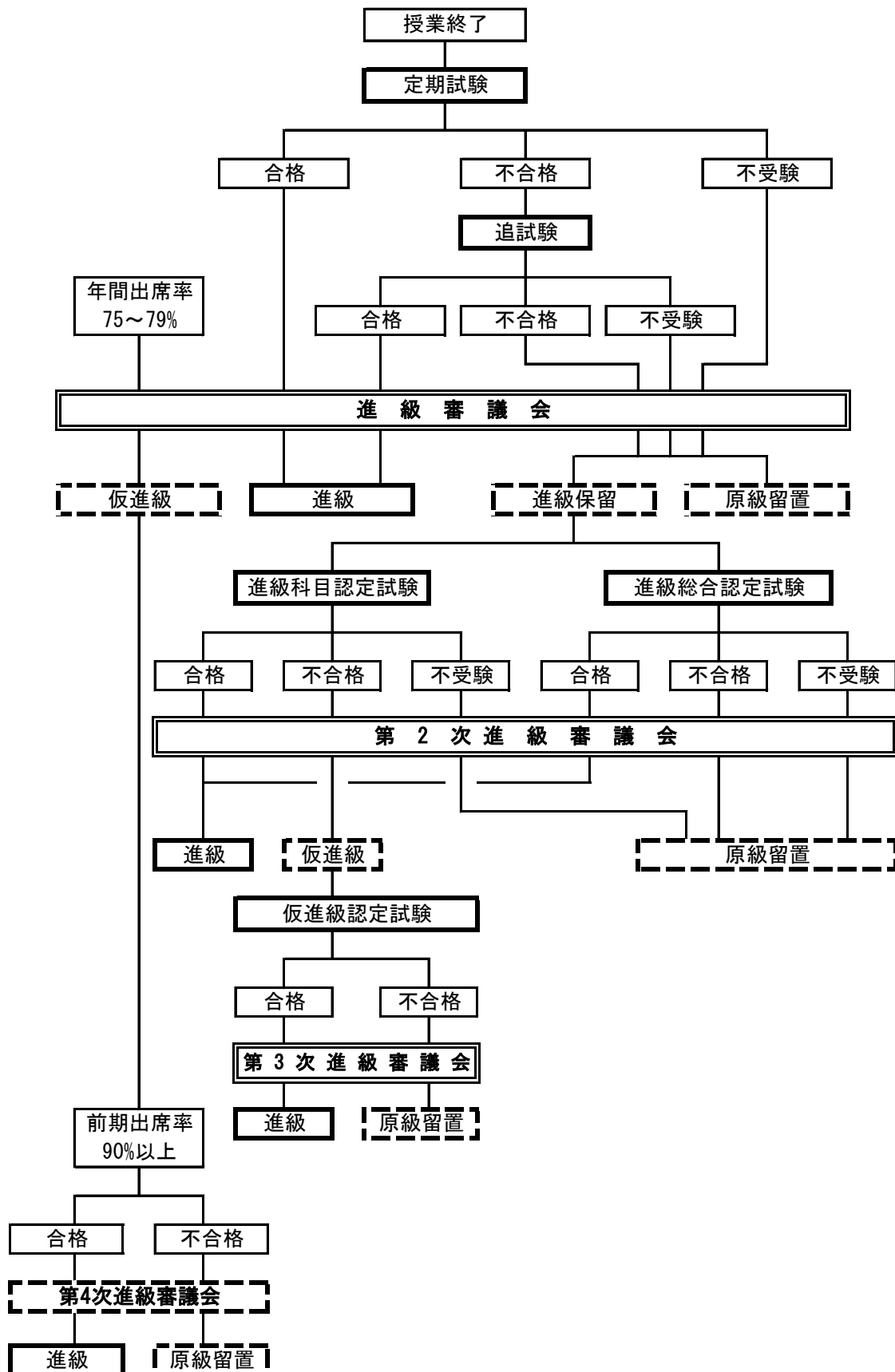
種 類	表 彰 基 準	対 象 者 数
優 秀 賞	総合成績が上位、または、学習活動・課外活動で功績が顕著な者	原則として学各科の進級予定者数の5%以内

(注) 1 受賞者数が1名未満の場合は、1名とする。

2 成績順位算定にあたっては、選択科目は含まない。

(参考1)

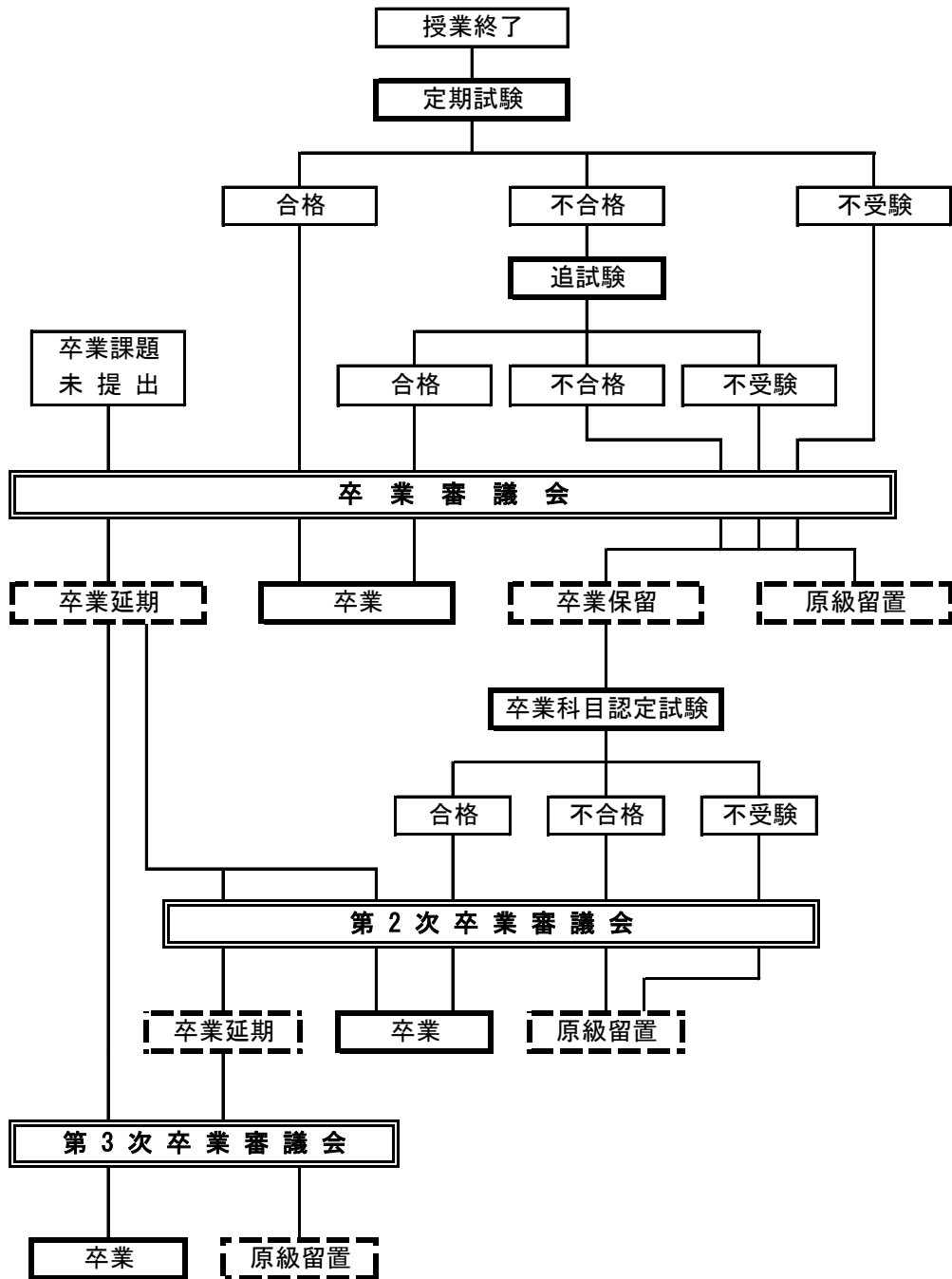
## 進級認定までの流れ





(参考2)

## 卒業認定までの流れ



(参考3)

## 公欠について

(a) 公欠（出席扱い）は、次の場合に適用します。

① 忌引（要証明書）

◇ 父母	5日
◇ 兄弟姉妹・祖父母	3日
◇ 伯父母・叔父母	1日

② 慶事（要証明書）

◇ 本人（結婚）	5日
◇ 兄弟姉妹（結婚）	1日
◇ 父母（再婚）	1日

③ 火災・その他天災により罹災した場合（要証明書） 10日以内

④ 就職活動等

事前に学級担任及び就職担当者が認めた就職活動に伴う会社訪問や会社説明会、採用試験で、事後に「会社訪問・採用試験報告書」を提出した場合（進学活動もこれに準ずる）

⑤ 伝染病予防のため、出席停止を求められた場合（要医師診断書）

⑥ 在籍学科に関連する資格試験を受験する場合（要受験票提示）

⑦ 学生居住地及び通学経路において、特別警報又は暴風警報が発令され、通学に支障がある場合

(b) 上記の①、②、④で遠隔地に行く場合は、往復に必要な日数が別途加わります。